

令和8年度採用予定 松阪市子ども発達総合支援センター職員
(臨床心理士又は公認心理師) 募集要項

松阪市子ども発達総合支援センターの職員について、心身の発達に心配がある又は障がいのある子どもたちとその家族への支援を意欲的に取り組む人材を募集します。

1 募集職種・主な職務内容・採用予定人員

職 種	主な職務内容	採 用 予定人員
臨床心理士 又は 公認心理師	障がい児等及びその家族の相談支援、発達障害支援に関する指導・助言・検査の業務に従事します。 また、通所児童の心理相談・心理療法などの業務に従事します。	1 人

2 勤務地・勤務日・勤務時間等

【勤 務 地】名 称：松阪市子ども発達総合支援センター そだちの丘
所在地：三重県松阪市下村町 875 番地 1

【勤 務 日】月曜日～金曜日の週 5 日

【勤務時間】7 時間 45 分／日 ※原則、8 時 30 分～17 時 15 分(休憩 1 時間)

【休 日】土曜日、日曜日、祝日、年末年始

※勤務地は、採用後、市の関係部署に人事異動が行われる場合があります。

※勤務日、勤務時間、休日は、配属される部署により異なる場合があります。

3 受験資格

下記①～④を全て満たす方

- ①昭和 45 年 4 月 2 日以降に生まれた方(令和 8 年 4 月 1 日現在、満 55 歳以下の方)
- ②次の資格等のいずれかを有する方
 - (ア)公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会(学校教育法及び学校教育法施行令に基づく臨床心理専門職大学院認証評価機関)が認定する臨床心理士の資格を有する方、又は公認心理師の資格を有する方
 - (イ)令和 8 年 3 月末までに前述の資格を取得見込みの方
- ③地方公務員法第 16 条に該当しない方で、松阪市子ども発達総合支援センターそだちの丘に勤務可能であること。
- ④日本国籍を有しない方(外国籍の方)は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。なお、外国籍の方は採用後、公権力の行使又は意思の形成への参画にたずさわる職には任用できません。

4 応募手続き

(1) 必要書類

- ① 履歴書 1 通(A4 指定用紙、写真〔3 か月以内に撮影〕添付)
 - ・松阪市ホームページからダウンロードし、各自プリントアウトしてください。
 - ・松阪市子ども発達総合支援センターでもお渡しできます。
 - ・郵送をご希望の場合、110 円切手を貼付した返信用封筒を同封の上、「(2) 応募方法【提出先】」までご請求ください。
- ② 添付書類
 - 【有資格者の方】
 - (ア)最終卒業・修了証明書
 - (イ)臨床心理士は資格認定証及び登録証明書の写し
 - 公認心理師は登録証の写し
 - 【資格取得見込みの方】
 - (ア)最終卒業・修了見込み証明書
 - (イ)最終卒業・修了見込みの学校の成績証明書

(2) 応募方法

上記の必要書類を封入した封筒の表面左下に「応募書類在中」と朱書きの上、下記受付期間中に郵送、又は直接ご持参ください。

【受付期間】 令和7年10月1日(水)から10月31日(金)
8時30分から17時15分まで(土曜日・日曜日・祝日は除く)
※郵送の場合は、10月31日(金)17時15分必着のこと。

【提出先】 〒515-0043 松阪市下村町 875 番地 1
松阪市子ども発達総合支援センター そだちの丘
※郵送の場合は、必ず簡易書留とする。

5 試験日程・科目等

【試験日】 令和7年11月16日(日)
※詳細は、応募者に別途郵送でご案内いたします。
【場 所】 松阪市子ども発達総合支援センター そだちの丘
【科 目】 適性検査、小論文、専門試験(事例検討)、面接

6 採用予定者の決定

- ・合否の結果は、受験者全員に郵送により通知します。ただし、採用日までにそれぞれの職種で必要とされる免許、資格等を取得できない等の場合は合格を取り消します。
- ・有資格者で職歴がある採用予定者には、合格発表後、在職期間証明書(指定用紙)等の提出を求めます。

7 採用予定年月日

令和8年4月1日
※有資格者は、要相談とします(令和7年度中に前倒しで採用となる場合があります)。

8 給与その他

(1) 給料

「松阪市職員の給与に関する条例」等の定めるところにより、給与及び諸手当が支給されます。

【給与(初任給)】(事務職員・新卒者の場合)

大学卒 : 月額 220,000 円

短大卒 : 月額 204,400 円

※勤務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

(2) 主な手当

① 扶養手当

- ・ 22 歳までの子を扶養する職員に対し、子 1 人につき月額 13,000 円が支給されます。(年齢によって加算あり)
- ・ 配偶者及び子以外の親族を扶養する職員に対し、扶養親族 1 人につき月額 6,500 円が支給されます。

② 地域手当

- ・ 毎月、給料月額等に 4% を乗じた額が地域手当として支給されます。

③ 住居手当

- ・ 賃貸住宅に住み、家賃を支払っている職員に対し、一定額(月額最高 28,000 円)が支給されます。

④ 通勤手当

- ・ 公共交通機関を利用している職員に対し、運賃に応じて一定額(1 月あたり最高 55,000 円)が支給されます。
- ・ 自動車等の交通用具を利用している職員に対し、通勤距離に応じて一定額(2km 以上、月額 2,000 円から)が支給されます。

⑤ 期末手当・勤勉手当

- ・ 年間で給料月額の 4.6 月分が支給されます。
- ・ 支給月は 6 月と 12 月、支給月数はそれぞれ 2.3 月分になります。

※上記手当の額や支給率は、令和 7 年 4 月 1 日現在のものにつき、今後の給与改定等により変更になる場合があります

9 応募についての問い合わせ先

松阪市子ども発達総合支援センター そだちの丘

〒515-0043 三重県松阪市下村町 875 番地 1

TEL : 0598-30-4411 / FAX : 0598-30-4433

《参考 1》

○地方公務員法第 16 条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

《参考 2》

○外国籍職員の任用に関する基準について

【公務員に関する基本原則】

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」
松阪市においては、上記の基本原則に基づき、外国籍の職員は次のような職務につくことができません。

(1) 公権力の行使に相当する職務

- 1 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- 2 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- 3 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- 4 その他公権力の行使に該当することとなる職務

(2) 公の意思の形成への参画に相当する職

「公の意思の形成への参画」に相当する職とは、松阪市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐級以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。